

令和 7 年度 第 7 回加東市農業委員会総会（10 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 49 分			
開催場所	加東市役所 2 階 201 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見 秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：－ ⑥：－ ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	①：村上雅信 ②：田中重信 ⑥：末廣信久			
議事録署名委員	10：大畑眞司 11：藤原義弘			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 34 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	5 件
第 35 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 36 号議案	青年等就農計画に関する意見について	1 件
第 37 号議案	加東市地域計画に関する意見について	1 件
第 38 号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（軽微変更）に関する意見について	1 件
第 39 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	4 件

5 報告

報告第 11 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 12 号	農地の貸借の合意解約通知について	5 件
報告第 13 号	公共事業等による農地の一時転用について	1 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、全員出席のため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 7 年度第 7 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査担当の 8 番 下山農業委員、9 番 小林農業委員、4 番 時本推進委員、5 番 山口推進委員、ありがとうございました。 のちほど、調査報告をよろしくお願いします。 本日の会議の議事録署名委員に、10 番 大畑農業委員、11 番 藤原農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案の審議に入ります。
議長	第 34 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、野菜の作付けを予定しており、これまで請負として申請地を約 3 年耕作していた経験があるほか、一部の農機具は所有し、一部は親戚から借り受ける予定であることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、以前から申請地を管理しており、今後は、水稻の作付けを予定しています。必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に対して利用権を設定していましたが、この度、譲受人に所有権を移転するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、相続後、譲受人に管理を任せていましたが、この度、譲受人に所有権を移転するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 35 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に 2 年間の使用貸借を設定するため申請されました。譲受人は、***に本店を置く、農作物の生産や加工、販売を主とした法人となります。現在、加東市内で耕作実績はありませんが、***では約 10,000 m²の面積を営農されており、過去 1 年間では、トマト、ネギ、イチゴを栽培し、スーパーへ出荷しています。必要な農機具は所有しており、主な拠点である***の会社から農機具をトラックに積み込み、通作することを確認しています。申請地では、季節野菜の作付けを予定しており、収穫後はスーパーへ出荷されます。なお、本件は法人による貸借権の設定のため、農地法第 3 条第 3 項の規定において、解除条件付き貸借の要件が定められています。要件の 1 つ目は、双方で締結する貸借の契約書に、農地を適正に利用していない場合に、貸借の契約を解除する旨

	の条件が付されていること。要件の 2 つ目は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。要件の 3 つ目は、業務執行役員等のうち 1 人以上の者が耕作等に常時従事すること。と定められています。本申請においては、申請書類により当該要件を全て満たしていることも確認できましたので、貸借権の設定及び耕作することについて問題はないと考えます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 34 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 34 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第 35 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、貸露天駐車場のための転用となります。申請地は、令和 5 年 5 月 31 日付で露天駐車場及び露天資材置場の目的として転用許可を得ましたが、事業を取りやめることとなったため、当時の転用許可を取り下げ、再度、同じ土地で新たな事業者により転用するため申請されました。本件は、申請者が土地の購入、造成工事及び隣接する既存建築物の改築工事を行い、申請地を別会社が駐車場として利用するほか、申請地に隣接する既存建築物は設計事務所として利用する計画となっています。申請地の農地区分は、第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。 以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、保全管理地でした。申請地では、砕石舗装を施工し、雨水は地中に浸透枿を設置することにより、敷地外への流出を防ぐ計画となっています。また、申請地の周辺には農地はないため、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 35 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 35 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。

議長	第 36 号議案「青年等就農計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	本件は、45 歳以下の新たに就農される者で、かつ年間農業所得 200 万円以上を目指す者が対象となります。就農地は***、農業経営開始日は令和 8 年 1 月 1 日を予定しています。就農形態は、新たに農業経営を開始、目標とする営農類型は、山田錦種子の生産となります。将来の農業経営の構想は、山田錦種子生産に法人職員として関わってきた経験を活かし、山田錦種子生産組合の主要担い手として、技術の向上、効率化を推進し、山田錦種子及び地域の農地を守り、優良種子の生産、村社会の存続、発展に尽力することを目指します。目標となる 5 年後の年間農業所得は、5,190 千円、年間労働時間は、1,498 時間を目指します。5 年後の作付面積及び経営面積は、山田錦種子 7ha を目指し、全て借入地での耕作を計画しています。事業に必要な田植機、サイバーハロー、トラクター、草刈り機、管理機、軽トラックは青年等就農資金などを活用して取得するほか、一部の機械については、種子組合などと共同利用をする予定です。経営管理に関する目標は、青色申告の実施及びパソコンによるデータ管理などを目指し、農業従事の状態等に関する目標は、月 8 日程度の休日を取得します。農業経営の構成は、申請者本人と妻、臨時雇用 1 名を予定しています。参考として、申請者の技術・知識の習得状況は、平成 24 年 1 月から今日に至るまで、法人職員として、農業経営部門、種子生産を担当し、作業計画、現場作業、苗や肥料農薬などの資材発注、在庫管理などを担ってきた。また、令和 4 年からは、管理職として、会社の収支や労務管理なども経験されています。収支計画は、5 年後の年間農業所得 5,190 千円を計画しているため、加東市の認定基準を達成する見込みです。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	現在は、まだ当該法人に勤められているのか。
農政課	現在も法人に勤められており、***で山田錦の種子生産に携わっていますが、独立して就農し、当該法人が担っている農地の一部も申請人が引き受ける計画となっています。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 36 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 36 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 37 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として喜田地区の地域計画について説明いたします。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明いたします。 喜田地区は、認定農業者の 1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、11 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。説明は以

	上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 37 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 37 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	<第 38 号議案は、田尻農業委員が利害関係者に該当するため田尻農業委員退室>
議長	第 38 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（軽微変更）に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	本件は、農業用倉庫、駐車場及び洗車場の利用に係る除外の申出となります。事業者は、農業を営む法人となります。近年の経営規模の拡大に伴い、農業機械の増加、機械の大型化により、既存の倉庫及び敷地では保有機械の保管が困難となってきました。今後も事業を拡大していくうえで、施設の増設、洗車場及び直売所併設の駐車場の整備は必須であり、管理及び防犯の観点から最も適した申出地において、早急に用途変更を行う必要があるため、本申出を行うに至りました。関係法令の許認可の見込みについて、農地法では農業用施設、農畜産物処理加工施設に該当し、農地転用許可は許可相当、都市計画法では非線引き都市計画区域内のため建築許可は許可不要の見込みとなっています。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 38 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 38 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	<田尻農業委員入室>
議長	第 39 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 1 件、1 筆、1,449 m ² 、使用貸借権 3 件、10 筆、15,014 m ² に農地中間管理権が設定され、11 月 28 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 39 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 39 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 11 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
議長	番号 1、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、10 月 14 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 12 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 及び 2 は、解約後、農地中間管理機構へ移行されます。 番号 3 及び 4 は、解約後、売却されます。 番号 5 は、解約後、他の方が借りられます。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 13 号「公共事業等による農地の一時転用について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、県が公共事業により農地を一時的に転用するものであり、転用の許可は要しないものとなっていますが、農業委員会に報告する必要があるため提出されたものとなります。ため池改修工事に伴う工事用ヤードの設置のため、令和 10 年 5 月 31 日まで一時転用を行います。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・第 2 回農地パトロールの実施について ・令和 7 年度視察研修当日の案内について ・農業者年金の加入推進について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和 7 年度第 7 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 大畑 眞司

議事録署名委員 藤原 義弘
